

「貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」の一部改正について（新旧対照表）

新	旧
<p>自 貨 第 1 0 4 号</p> <p>自 環 第 2 4 5 号 平成 8 年 1 1 月 1 日</p> <p>一部改正 平成 1 4 年 1 月 1 7 日</p> <p>一部改正 平成 1 6 年 1 2 月 2 4 日</p> <p>一部改正 平成 1 9 年 5 月 1 日</p> <p>一部改正 平成 2 1 年 9 月 2 9 日</p> <p>一部改正 平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日</p> <p>一部改正 平成 2 2 年 4 月 2 8 日</p> <p>一部改正 平成 2 5 年 9 月 1 7 日</p> <p>一部改正 令和 元 年 1 0 月 3 1 日</p> <p>一部改正 令和 2 年 1 1 月 1 8 日</p> <p><u>一部改正 令和 7 年 2 月 2 8 日</u></p> <p>各 地 方 運 輸 局 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿</p> <p>自 動 車 交 通 局 長</p> <p>貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等 について</p> <p>貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 8 3 号。以下「法」という。）<u>第 1 8 条</u>の 規定に基づく運行管理者資格者証の返納等の行政処分等を行う場合は、この基準によ ることとされたい。</p> <p>1 通則</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 行政処分は、<u>法第 1 7 条</u>の規定に基づき貨物自動車運送事業の運行管理者資格 者証の交付を受けた者（以下「資格者」という。）の運行管理者資格者証の返納 とする。 また、資格者の運行管理者資格者証の返納に至らないものは、警告とし、行政 処分と合わせたものを「処分等」という。</p> <p>(3) 処分等は、2 及び 3 により行うものとする。 なお、2 (4) 及び 3 の基準日車等の総和の算定については、運行の安全確保</p>	<p>自 貨 第 1 0 4 号</p> <p>自 環 第 2 4 5 号 平成 8 年 1 1 月 1 日</p> <p>一部改正 平成 1 4 年 1 月 1 7 日</p> <p>一部改正 平成 1 6 年 1 2 月 2 4 日</p> <p>一部改正 平成 1 9 年 5 月 1 日</p> <p>一部改正 平成 2 1 年 9 月 2 9 日</p> <p>一部改正 平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日</p> <p>一部改正 平成 2 2 年 4 月 2 8 日</p> <p>一部改正 平成 2 5 年 9 月 1 7 日</p> <p>一部改正 令和 元 年 1 0 月 3 1 日</p> <p>一部改正 令和 2 年 1 1 月 1 8 日</p> <p>各 地 方 運 輸 局 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿</p> <p>自 動 車 交 通 局 長</p> <p>貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等 について</p> <p>貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 8 3 号。以下「法」という。）<u>第 2 0 条</u>の 規定に基づく運行管理者資格者証の返納等の行政処分等を行う場合は、この基準によ ることとされたい。</p> <p>1 通則</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 行政処分は、<u>法第 1 9 条</u>の規定に基づき貨物自動車運送事業の運行管理者資格 者証の交付を受けた者（以下「資格者」という。）の運行管理者資格者証の返納 とする。 また、資格者の運行管理者資格者証の返納に至らないものは、警告とし、行政 処分と合わせたものを「処分等」という。</p> <p>(3) 処分等は、2 及び 3 により行うものとする。 なお、2 (4) 及び 3 の基準日車等の総和の算定については、運行の安全確保</p>

に関する違反(法第16条第2項及び法第20条第1項の規定に係る違反をいう。以下同じ。)、同一の資格者の運行の安全確保に関する違反の再違反(本基準に基づく処分等を受けた資格者が、当該処分等を受けた日から3年以内に同一の事項について更に運行の安全確保に関する違反を行ったことが確認された場合をいう。)及び累違反(本基準に基づく処分等を受けた資格者が当該処分等を受けた日から3年以内に同一の事項について2度以上運行の安全確保に関する違反を行ったことが確認された場合をいう。)について、それぞれ、行政処分等の基準による初違反、再違反及び累違反に対する基準日車等を適用するものとする。

2 運行管理者資格者証の返納命令処分

(1) (略)

(2) 法第16条第1項及び貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。)第18条第1項の規定に基づき選任されている者(以下「運行管理者」という。以下同じ。)である資格者が次に該当することとなった場合には、当該資格者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

事業用自動車の運転者(選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した者をいう。以下同じ。)が酒酔い運転、薬物等使用運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、大型自動車等無資格運転、最高速度違反行為又は過積載運行を引き起こした場合であって、資格者が当該違反行為を命じ、又は容認したとして都道府県公安委員会から道路交通法(昭和35年法律第105号)第22条の2第2項(同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく協議、同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見聴取又は同法第108条の34の規定に基づく通知(以下「道路交通法通知等」という。)があった場合

(3)～(6) (略)

(7) 運行管理者資格者証の返納命令処分を受けた資格者に対しては、法第17条第2項第1号の規定に基づき、処分の日から5年を経過しなければ運行管理者資格者証の交付を行わないものとする。運行管理者資格者証の返納命令に違反した場合も同様とする。

3 (略)

附 則 (略)

附 則 (令和7年2月28日付国自貨第675号、国自安第171号)
この通達は、令和7年4月1日から施行する。

に関する違反(法第18条第2項及び法第22条第1項の規定に係る違反をいう。以下同じ。)、同一の資格者の運行の安全確保に関する違反の再違反(本基準に基づく処分等を受けた資格者が、当該処分等を受けた日から3年以内に同一の事項について更に運行の安全確保に関する違反を行ったことが確認された場合をいう。)及び累違反(本基準に基づく処分等を受けた資格者が当該処分等を受けた日から3年以内に同一の事項について2度以上運行の安全確保に関する違反を行ったことが確認された場合をいう。)について、それぞれ、行政処分等の基準による初違反、再違反及び累違反に対する基準日車等を適用するものとする。

2 運行管理者資格者証の返納命令処分

(1) (略)

(2) 法第18条第1項及び貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。)第18条第1項の規定に基づき選任されている者(以下「運行管理者」という。以下同じ。)である資格者が次に該当することとなった場合には、当該資格者の運行管理者資格者証の返納を命ずるものとする。

事業用自動車の運転者(選任運転者に限らず、事業用自動車を運転した者をいう。以下同じ。)が酒酔い運転、薬物等使用運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、大型自動車等無資格運転、最高速度違反行為又は過積載運行を引き起こした場合であって、資格者が当該違反行為を命じ、又は容認したとして都道府県公安委員会から道路交通法(昭和35年法律第105号)第22条の2第2項(同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく協議及び同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見聴取並びに同法第108条の34の規定に基づく通知(以下「道路交通法通知等」という。)があった場合

(3)～(6) (略)

(7) 運行管理者資格者証の返納命令処分を受けた資格者に対しては、法第19条第2項第1号の規定に基づき、処分の日から5年を経過しなければ運行管理者資格者証の交付を行わないものとする。運行管理者資格者証の返納命令に違反した場合も同様とする。

3 (略)

附 則 (略)

(新設)